

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 2 5 日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く 御中
国公立大学法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
安全管理の徹底について

この度、福岡県中間市において、保育所の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理について、保育所に関しては、保育所保育指針において、「保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るととともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと」としています。また、同指針解説においては、「事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠である」こと、「保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもを確実に観察することが重要である」ことについて、お示ししているところです。

幼稚園、幼保連携型認定こども園及び特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）に関しては、文部科学省において、「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成 31 年 3 月改訂 2 版）を作成、配布しているところであり、その中で、幼稚園等における安全管理の留意点として、①教職員の役割の理解・役割分担、②園外保育、③避難訓練・研修、④安否確認、⑤保護者との連携等について留意点を示しているところです（第 3 章第 6 節 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点）。

また、幼稚園を含む学校においては、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条により、「学校安全計画」の策定が義務付けられているほか、同法第 29 条により、「危

陰等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の作成が義務付けられており（注）、文部科学省において、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）において幼稚園等における留意点を示しているところです（第3章3-9 幼稚園等における留意点、第3章3-10 特別支援学校等における留意点）。

（注）幼保連携型認定こども園においては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第27条により、学校保健安全法第27条及び第29条の規定が準用されているほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）及び同解説において、園における安全管理について示しているところです。

本事案については、現在も、福岡県における監査等が続けられているところですが、上記の内容も踏まえ、下記のとおり安全管理を徹底することについて、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人に対して、国公立大学担当課におかれては附属の幼稚園等に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、本事案については、福岡県における監査等が続いていることから、今後、その結果等を踏まえて、必要に応じて追加的な周知等を行うことも検討しております。

記

- ① 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- ② 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
- ③ 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
 - ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
 - ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。
- ④ 各幼稚園等においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、適宜見直し、必要に応じて改定すること。